

# 一般廃棄物処理基本計画 概要版

～海老名市・座間市・綾瀬市・高座清掃施設組合～

令和5年3月

---

---

## 一般廃棄物処理基本計画 本編の構成

### 第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画改定の趣旨
2. 計画の位置付け

### 第2章 計画策定の背景

#### 第1節 国及び県の動向

1. 国の動向
2. 県の動向

#### 第2節 海老名市・座間市・綾瀬市の概要

1. 自然的特性
2. 社会的特性

### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 第1節 基本方針

1. 将来の目指すべき姿
2. 基本方針

#### 第2節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理のフロー
2. ごみ処理体制
3. ごみ処理の実績
4. 各施策の実施状況の評価
5. ごみ処理の評価

#### 第3節 ごみ処理基本計画

1. ごみの発生量及び処理量の予測
2. ごみ処理の課題
3. 本計画の目標値
4. ごみの発生抑制・排出抑制・減量化・資源化
5. 処理計画
6. その他の廃棄物対策

### 第4章 生活排水処理基本計画

#### 第1節 生活排水処理の現況

1. 生活排水処理のフロー
2. 生活排水処理体制
3. 生活排水処理の実績

#### 第2節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理行政の動向
  2. 前計画における基本方針及び生活排水処理の目標
  3. 発生・排出管理計画
  4. 収集・運搬計画
  5. 中間処理計画
  6. 最終処分計画
  7. 事業運営計画
- 
-

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1. 計画改定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定するもので、海老名市、座間市、綾瀬市（以下「三市」という。）は、高座清掃施設組合（以下「組合」という。）を組織し、一般廃棄物を共同処理していることから、平成13（2001）年度に一般廃棄物処理基本計画を策定しています。その後、平成24（2012）年度、平成29（2017）年度に改定を行いました。前計画の中間目標年度が令和3（2021）年度であることから、前計画における廃棄物施策に関する評価を行うとともに、前計画の改定（以下「本計画」という。）を行うこととしました。

## 2. 計画の位置付け

### （1）計画の位置付け

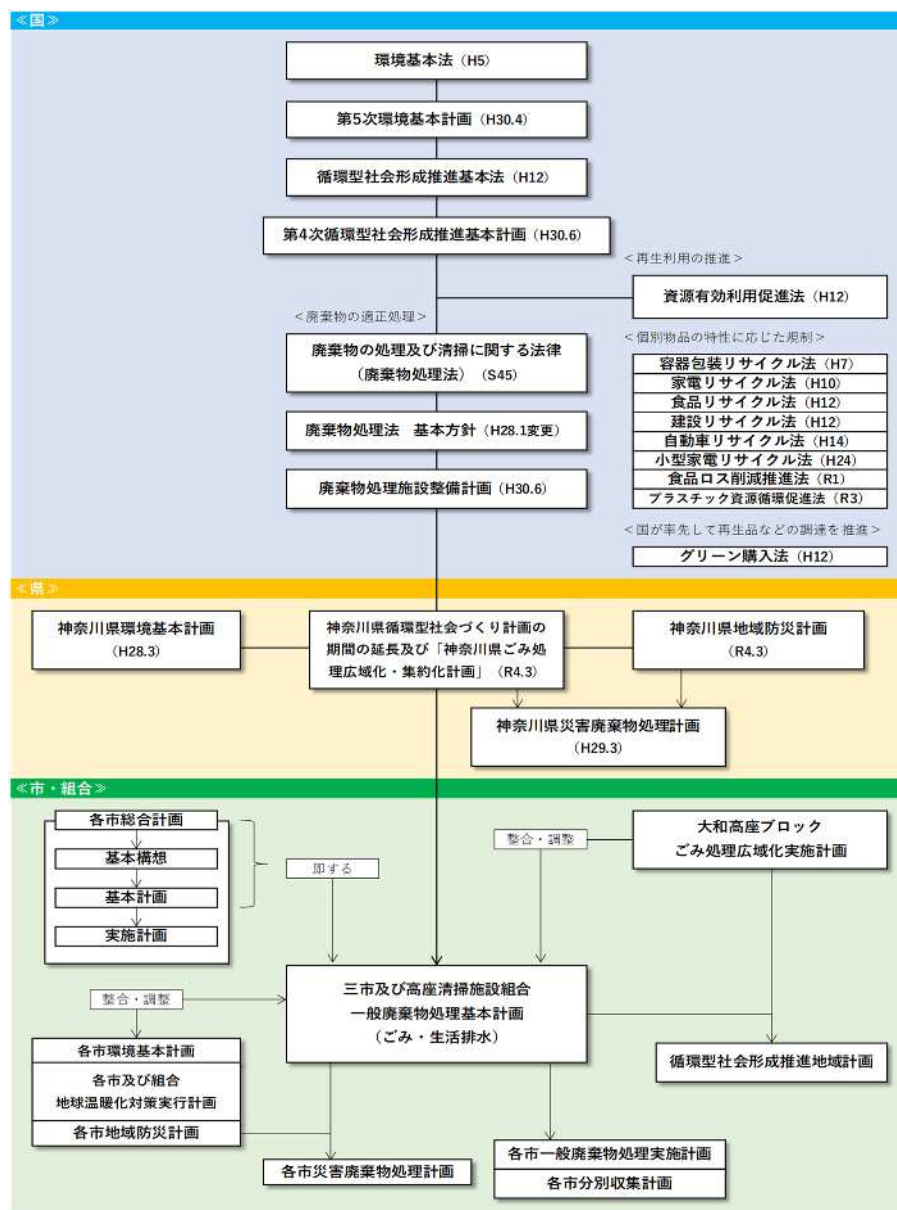


図1 計画の位置付け

( 2 ) 計画対象区域

本計画の対象区域は、海老名市、座間市、綾瀬市の全域とします。

( 3 ) 計画の範囲

廃棄物の種類は、一般廃棄物と産業廃棄物とに大別できますが、本計画の対象とする廃棄物は、三市内から排出される一般廃棄物とします。

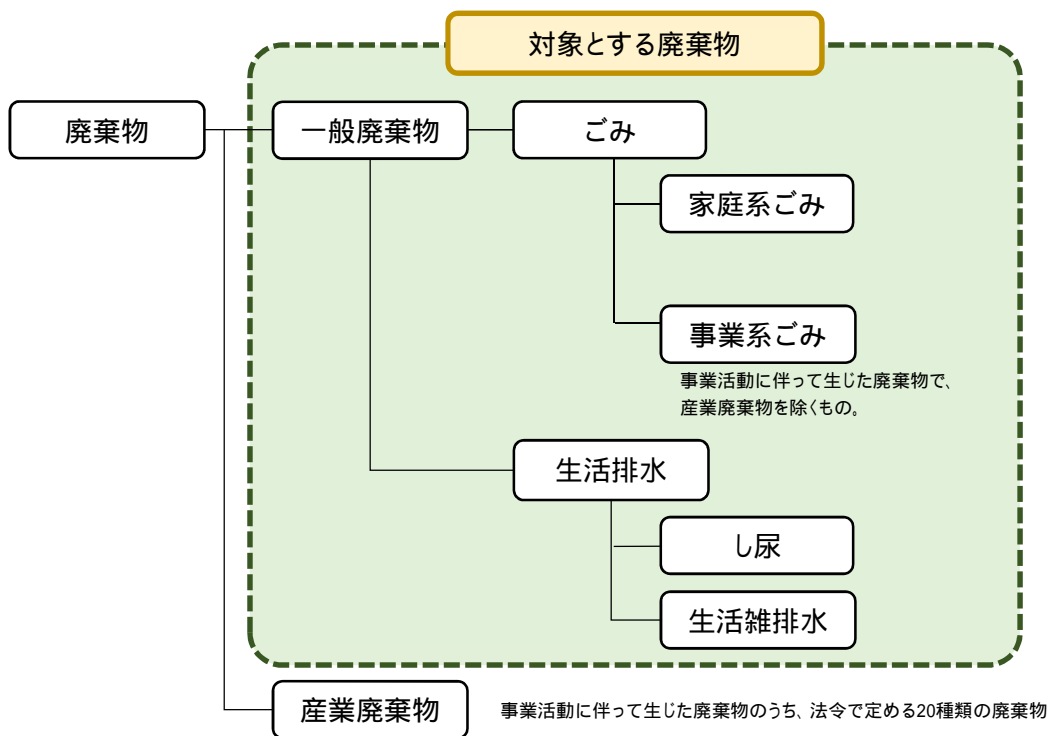


図 2 一般廃棄物処理基本計画の対象とする廃棄物

( 4 ) 計画目標年度

本計画の計画目標年度は前計画と同様、令和 9 ( 2027 ) 年度とします。

計画目標年度：令和 9 年度 ( 2027 年度 )

## 第2章 計画策定の背景

### 1. 国及び県の動向

#### (1) 国の動向

廃棄物処理法第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「廃棄物処理法の基本方針」という。)の目標及び第四次循環基本計画における目標を示します。

表1 廃棄物処理法の基本方針及び第四次循環基本計画の目標

	指標	目標
の 基本 方針	ごみ排出量	平成24年度と比較し、令和2年度において約12%削減 一人一日あたり家庭系ごみ500g/人日(国の目標値)
	再生利用の割合	平成24年度と比較し、令和2年度において約21%から約27%の増加
	最終処分量	平成24年度と比較し、令和2年度において約14%削減
基本 計画	ごみ排出量	平成12年度と比較し、令和7年度において約25%削減 令和7年度において約850g/人日(国の目標値)
	家庭系ごみ (資源物除く)	平成12年度と比較し、令和7年度において約33%削減 令和7年度において約440g/人日(国の目標値)
	事業系ごみ	平成12年度と比較し、令和7年度において約39%削減 令和7年度において約1,100万トン(国の目標値)

再生利用の割合は、リサイクル率を表します。

#### (2) 県の動向

神奈川県循環型社会づくり計画における目標を示します。

表2 神奈川県循環型社会づくり計画の目標

項目	目標値
生活系ごみ一人一日あたりの排出量	2021(平成33)年度に一人一日あたりごみ排出量を664g(県の目標値)以下
再生利用率	2021(平成33)年度に31%
(参考)減量化量	平成21年度と比較し、令和5年度において約18%削減
(参考)最終処分量	平成21年度と比較し、令和5年度において約24%削減

出典:神奈川県循環型社会づくり計画の期間の延長及び「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」

～神奈川県循環型社会づくり計画(別冊)～(令和4年3月)

(参考)は神奈川県循環型社会づくり計画(平成29年年3月)

### 2. 海老名市・座間市・綾瀬市の概要

#### (1) 自然的特性

海老名市、座間市、綾瀬市は、神奈川県ほぼ中央に位置しており、令和4(2022)年1月1日現在の面積は、海老名市が26.59km<sup>2</sup>、座間市が17.57km<sup>2</sup>、綾瀬市が22.14km<sup>2</sup>となっています。

#### (2) 人口及び世帯数

平成24(2012)年度以降、海老名市、座間市では増加しており、綾瀬市は横ばい傾向で推移しています。世帯数は三市ともに増加傾向です。一世帯あたりの人口は、三市とも減少傾向で推移しています。

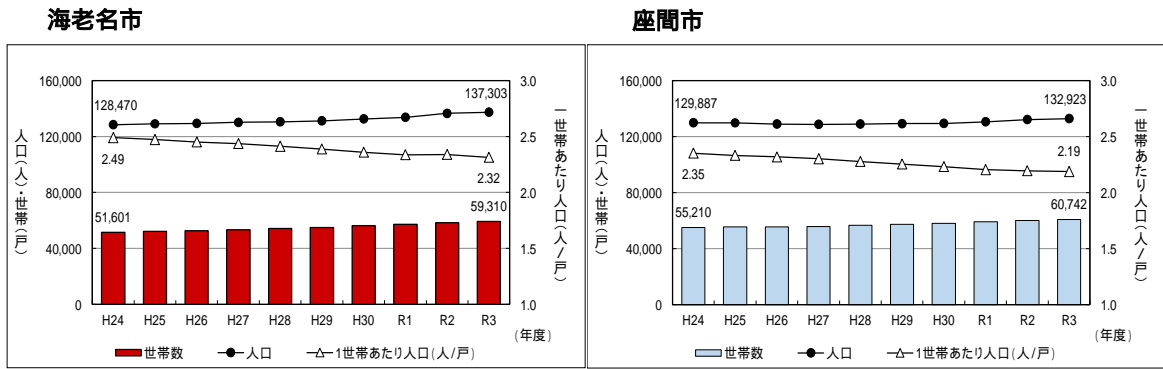


図3 海老名市・座間市・綾瀬市の人口及び世帯数の推移

(3) 産業

海老名市の事業所数は、平成24(2012)年から平成28(2016)年にかけて増加し、令和3(2021)年は減少しています。従業者数は、平成26(2014)年以降、減少傾向となっています。座間市の事業所数は、増減を繰り返しており、従業者数は、増減を繰り返しながら令和3(2021)年に最も増加しました。綾瀬市の事業所数は、平成28(2016)年以降、減少傾向であり、従業者数は、平成26(2014)年以降、減少傾向となっています。

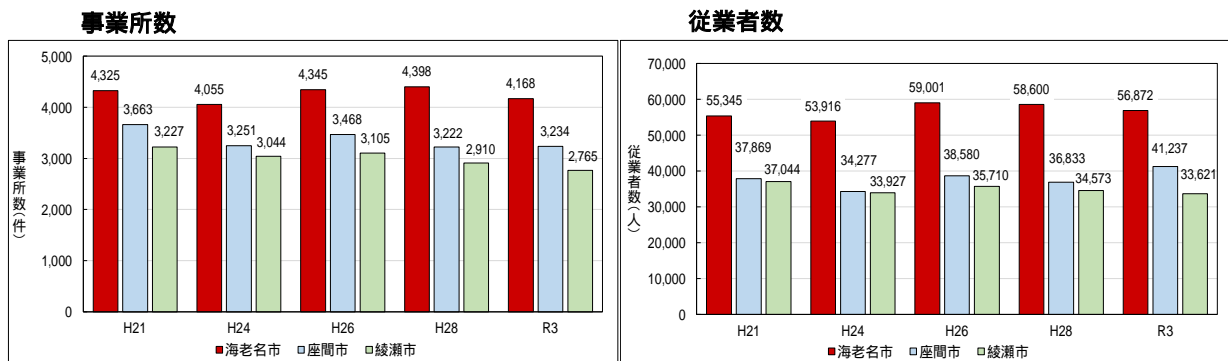


図4 海老名市、座間市、綾瀬市の事業所数及び従業者数の推移

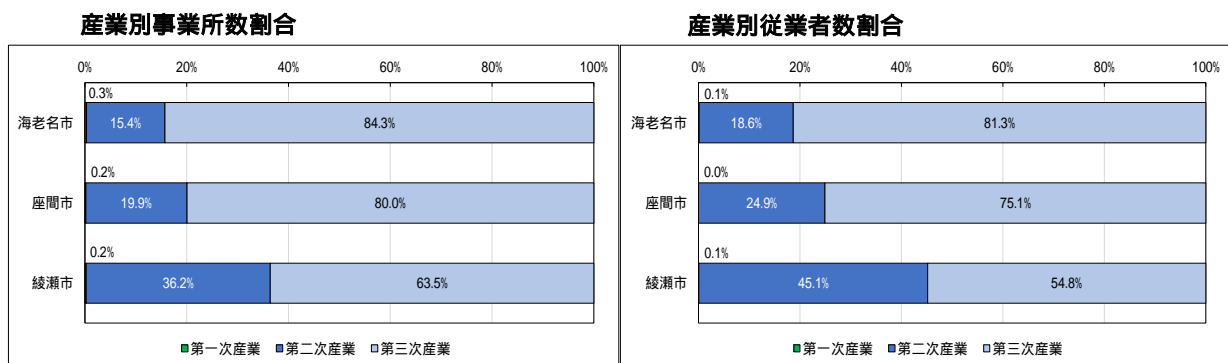


図5 海老名市、座間市、綾瀬市の産業別事業所数及び従業者数の構成割合

# 第3章 ごみ処理基本計画

## 1. 基本方針

### (1) 将来の目指すべき姿

市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく  
資源循環型の海老名・座間・綾瀬地域を目指します

### (2) 基本方針

将来の目指すべき姿を実現するための基本方針は、前計画を踏襲し、各種施策を実行します。

#### 基本方針：情報の共有と信頼関係の更なる強化

・市民・事業者・行政が目指すべき姿や情報を共有し信頼関係をさらに向上させます。



#### 基本方針：資源循環型システムの構築

・市民・事業者・行政の協働による資源循環型システムを構築します。



#### 基本方針：公平な役割分担と新たな施策

・公平な役割分担に基づく三市協働による新たな視点からの施策を推進します。



#### 基本方針：計画進行管理と危機管理

・本計画の進行管理及び災害時における危機管理・災害廃棄物処理を円滑・迅速に行います。



## 将来の目指すべき姿

市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく資源循環型の海老名・座間・綾瀬地域を目指します

## 本計画における基本方針

- 基本方針 … 情報の共有と信頼関係の更なる強化
- 基本方針 … 資源循環型システムの構築
- 基本方針 … 公平な役割分担と新たな施策
- 基本方針 … 計画進行管理と危機管理



### A. ごみの発生抑制・排出抑制・減量化・資源化

1. ごみの排出抑制に関する施策
2. ごみ・環境情報の共有化
3. ごみの発生・排出を抑制するライフスタイルの普及・啓発活動の推進等
4. ごみの発生・排出抑制への支援拡充
5. ごみの適正排出・再使用・再資源化の推進
6. 協働のための支援
7. 三市と組合との連携

### B. 処理計画

1. 三市の公平な役割分担	2. 収集・運搬計画		3. 中間処理計画	4. 最終処分計画
廃棄物関連施設の整備及び公平な費用負担	安心・安全で環境に配慮した収集・運搬体制の推進	経済的手法などの検討・導入	安心・安全で環境に配慮した中間処理体制の推進	焼却灰の資源化推進等

### C. その他の廃棄物対策

1. 計画進行管理	2. 災害廃棄物に関する施策
本計画の進行管理	災害廃棄物の円滑な処理

図6 ごみ処理基本計画の施策体系図

## 2. ごみ処理の実績及び課題

### (1) ごみ総排出量

令和3(2021)年度における「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」を併せた「ごみ総排出量」は、三市全体で93,708tであり、排出割合は、海老名市が約39%、座間市が約36%、綾瀬市が約25%となっています。前計画策定時の平成28(2016)年度と令和3(2021)年度を比較すると、令和3(2021)年度のごみ総排出量は減少していますが、三市の割合に変化はほとんどありません。

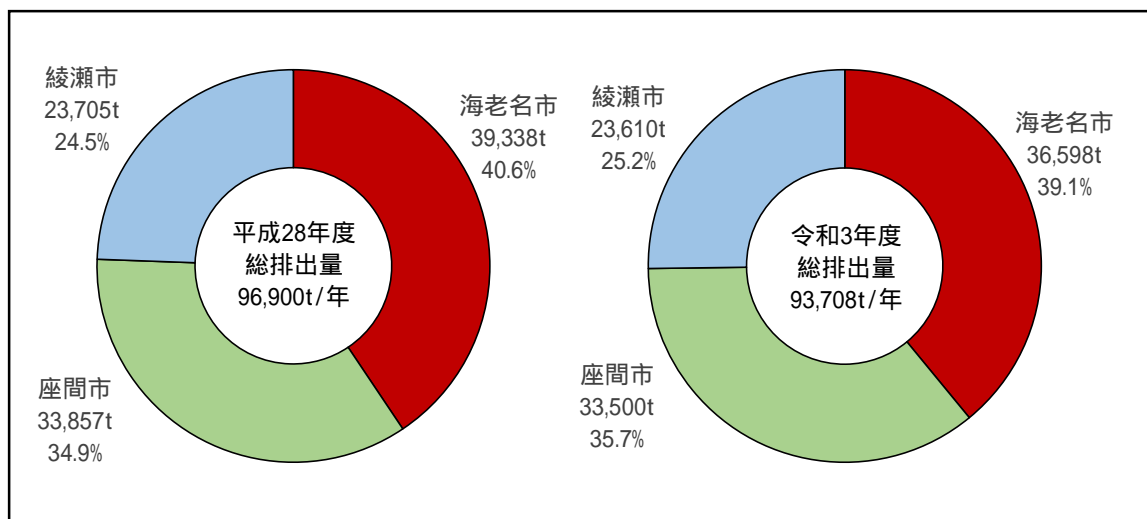


図7 三市全体の排出割合

令和3(2021)年度の一人一日あたりごみ総排出量は、海老名市が730g/人日、座間市が690g/人日、綾瀬市が776g/人日となっており、国及び県全体で見た値(令和2(2020)年度データが最新)の同年度との比較では、三市とも少ない状態となっています。

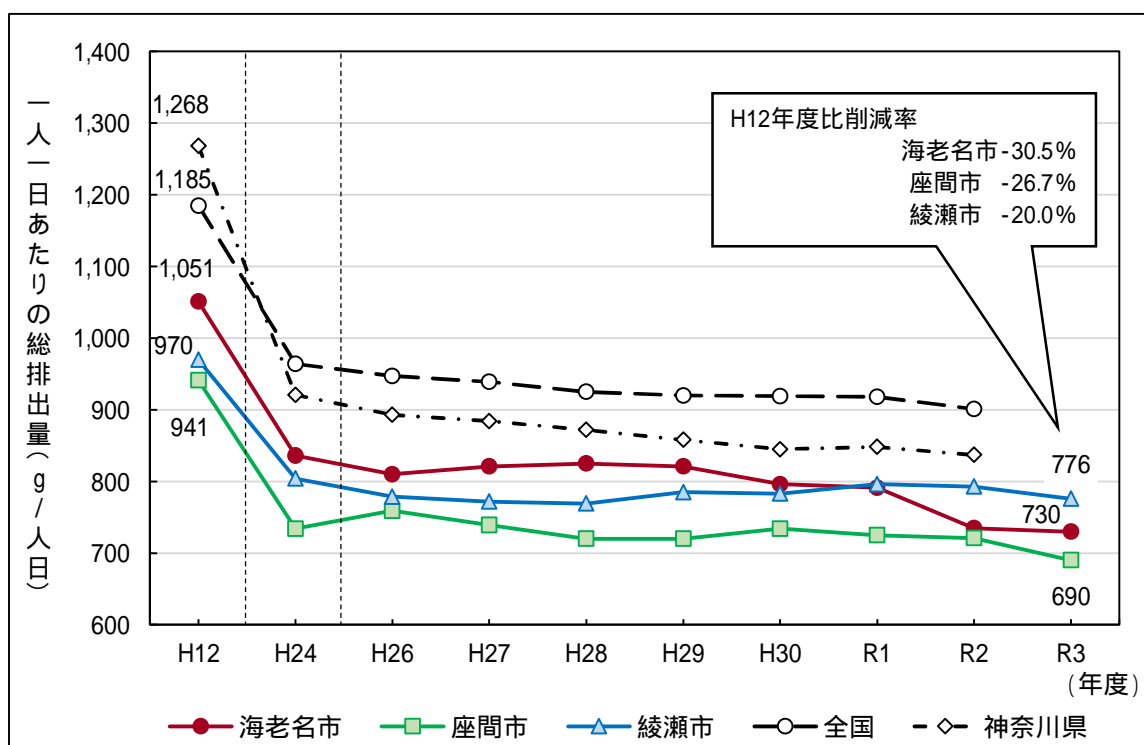


図8 一人一日あたりのごみ総排出量の推移



## (2) 家庭系ごみの排出量

令和3(2021)年度の三市全体の家庭系ごみは77,204tであり、三市の割合は、海老名市が約37%、座間市が約37%、綾瀬市が約26%となっています。

前計画策定時の平成28(2016)年度と令和3(2021)年度を比較すると、令和3(2021)年度は海老名市の割合が減少し、綾瀬市の割合が増加しています。

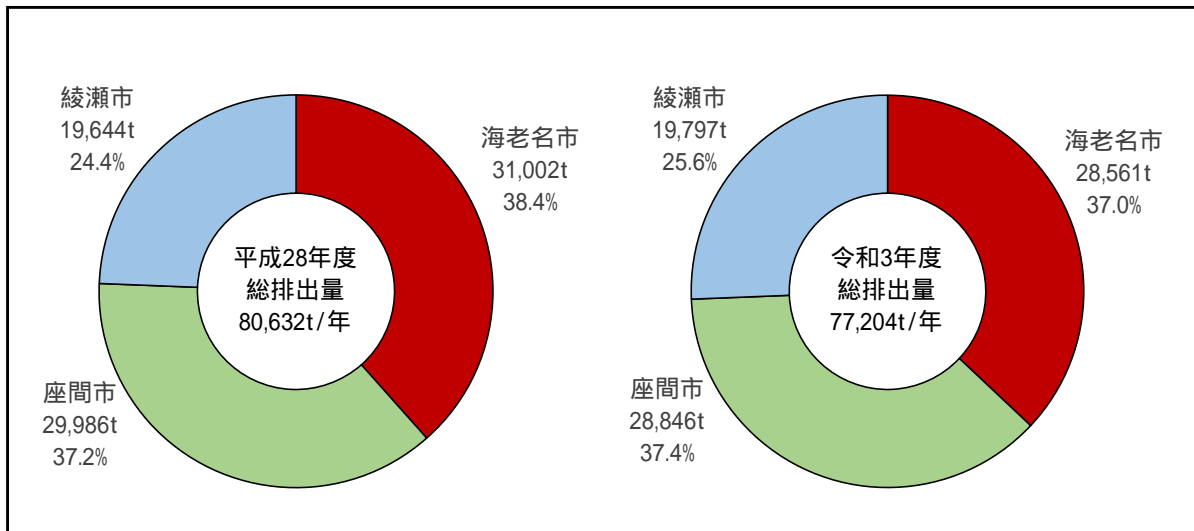


図9 三市全体の家庭系ごみの排出割合

## (3) 事業系ごみの排出量

令和3(2021)年度の三市全体の事業系ごみは16,504tであり、三市の割合は、海老名市が約49%、座間市が約28%、綾瀬市が約23%となっています。

前計画策定時の平成28(2016)年度と令和3(2021)年度を比較すると、令和3(2021)年度は海老名市及び綾瀬市の割合が減少し、座間市の割合が増加しています。

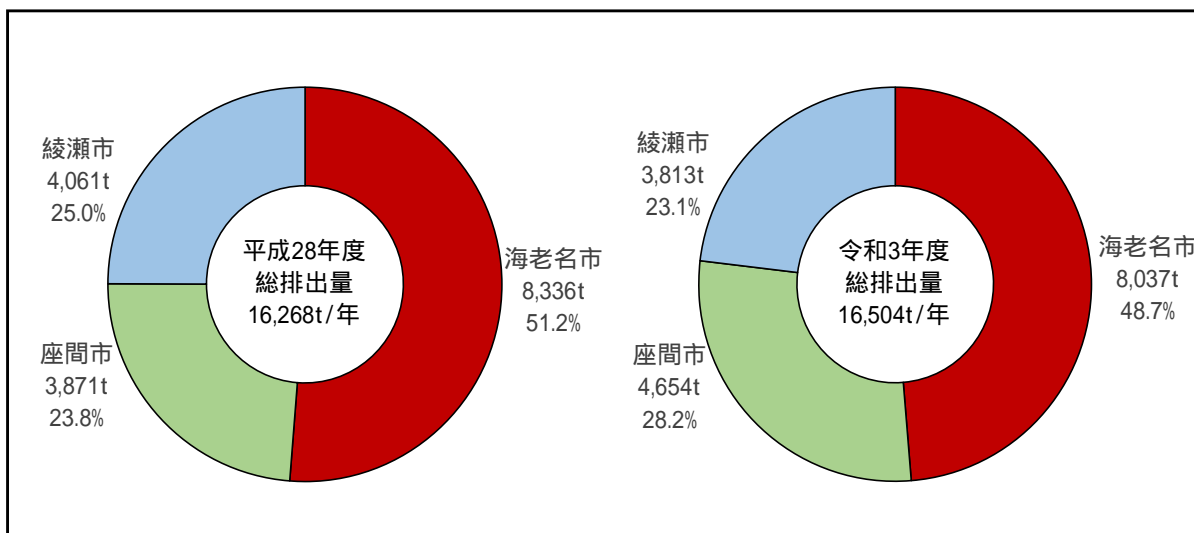


図10 三市全体の事業系ごみの排出割合

#### (4) 資源化の実績

三市全体の資源化量の総量は令和2(2020)年度が最も多く、資源化量は31,824t、リサイクル率は33.2%となっています。

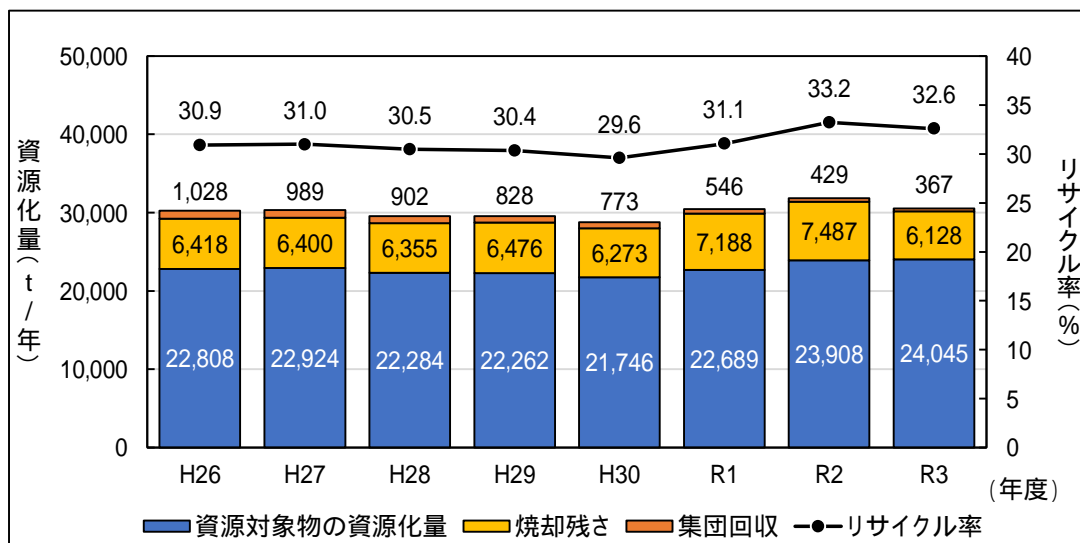


図11 三市全体の資源化量とリサイクル率の推移

#### (5) ごみ処理の課題

ごみ処理に関する課題は、以下に示すとおりです。

##### ごみ処理などに関する情報の共有と信頼関係に関する課題

- 【課題：ごみ問題、リサイクル等に関する更なる情報発信】
- 【課題：各市及び組合のリサイクルプラザ等の利活用】
- 【課題：市民・事業者・行政の更なる信頼関係の構築】

##### 排出抑制・資源化などに関する課題

- 【課題：生ごみ(厨芥類)の排出量削減】
- 【課題：家庭系ごみ一人一日あたり排出量の更なる削減】
- 【課題：事業系ごみ排出量の早急かつ更なる減量化】
- 【課題：リサイクル率の更なる向上】
- 【課題：更なる焼却量の削減】
- 【課題：分別基準の統一と再商品化へ向けた検討】

##### ごみの適正処理に関する課題

- 【課題：福祉行政等との連携による施策の拡充】
- 【課題：組合の施設の維持管理及び適正処理の実施】
- 【課題：各市のリサイクルセンター等における適正な資源化の推進】
- 【課題：最終処分場確保の可能性に関する検討】
- 【課題：ごみ処理コストの削減】

##### 計画進行管理に関する課題

- 【課題：計画進行管理の実施】

### 3. 本計画の目標値

本計画では、以下の項目について目標値を設定します。

#### 【本計画で将来目標として設定する項目】

1. 一人一日あたりの家庭系ごみ量
2. 事業系ごみ量（年間排出量）
3. 焼却量（年間焼却量と一人一日あたりの焼却量及び各削減率）
4. 一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量
5. リサイクル率

#### （1）一人一日あたりの家庭系ごみ量

排出量の国の目標値（平成24（2012）年度比12%削減）は三市とも未達成ですが、同じく国の目標である一人一日あたりの家庭系ごみ（500g/人日以下）は達成しています。また、県の目標である生活系ごみ一人一日あたりの排出量（664g/人日以下）も三市とも目標を達成しています。

さらに、一人一日あたりの家庭系ごみ量は、前計画の目標値を達成しており、今後も排出量が増加しないよう施策を継続させる必要があります。

$$\begin{aligned} \text{一人一日あたりの家庭系ごみ量} = & \\ & \text{家庭系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物)} + \text{集団資源回収量} \\ & \div \text{人口(各年10月1日)} \div 365 \text{日又は} 366 \text{日} \end{aligned}$$

#### （2）事業系ごみ量（年間排出量）

前計画では、事業系ごみの削減量を海老名市約3,200t、座間市約1,300t、綾瀬市約1,600tとしていましたが、三市それぞれの事業系ごみ排出量の将来見通し（トレンド予測）は、現状のまま推移すると前計画の目標値を大きく上回ります。

計画目標年度（令和9（2027）年度）における減量化目標値は、海老名市で5,145t、座間市で3,000t、綾瀬市は2,562tとします。

表3 事業系ごみ排出量の減量化目標値

	令和3年度 実績	令和9年度	
		減量化目標値	削減目標 (参考)
海老名市	8,037t	5,145t	約2,900t
座間市	4,654t	3,000t	約1,700t
綾瀬市	3,813t	2,562t	約1,300t
三市	16,504t	10,707t	約5,900t

### (3) 焼却量

将来人口については、前計画の将来人口に比べて多くなることが見込まれており、また、新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着き事業活動が活発になると、事業系ごみが増加することから、焼却量についても増加することが考えられます。

本計画では、前計画で定めた減量化、資源化の目標値に向けた施策を更に推進することにより、焼却量の目標値についても引き続き前計画で定めた目標値を目指します。

年間焼却量(可燃ごみ総排出量) = 家庭系可燃ごみ量 + 事業系ごみ量 + 可燃性破砕残さ量 + 家庭系直接搬入ごみ量
--

#### 1) 年間焼却量及び削減率の目標値

本計画で目指す年間焼却量及び削減率の目標値は、表4に示すとおりです。

**表4 年間焼却量及び削減率の目標値**

	平成12年度 実績	令和9年度	
		年間焼却量	削減率 (H12年度比)
海老名市	32,980t	約24,000t	約26%
座間市	33,445t	約21,000t	約37%
綾瀬市	21,300t	約14,000t	約32%
三市	87,725t	約59,000t	約32%

焼却量 = 可燃ごみ(事業系ごみを含む) + 粗大・不燃ごみ処理後の可燃残さ

#### 2) 一人一日あたりの焼却量及び削減率の目標値

本計画で目指す一人一日あたりの焼却量及び削減率の目標値は、表5に示すとおりです。

**表5 一人一日あたりの焼却量及び削減率の目標値**

	平成12年度 実績	令和9年度	
		一人一日あたりの焼却量	削減率 (H12年度比)
海老名市	760g/人日	469g/人日	約39%
座間市	674g/人日	438g/人日	約40%
綾瀬市	742g/人日	482g/人日	約35%
三市	741g/人日	461g/人日	約38%

### (4) 一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量

平成31(2019)年4月から稼働している組合の焼却施設の計画処理量は64,316t/年と設定されています。一方で、令和3(2021)年度実績は69,350tであり、計画処理量まで約5,000tを削減する必要があります。

表6に示すように、事業系ごみの削減目標が達成された場合、事業系ごみは三市で

10,707t となります。また、可燃性破碎残さ量及び家庭系直接搬入ごみ量については、三市合計でそれぞれ 2,534t、34t となります。

以上のような条件下で焼却量を 64,316t 以下に抑えるためには、家庭系可燃ごみを 51,041t 以下とする必要があります。このときの一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量は約 394 グラムとなります。

そこで、各市で人口規模なども異なることから、焼却量の目標値を踏まえつつ、本計画で目指す一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量の目標値は、表 7 に示すとおりとします。

**表 6 目標年度における焼却量の推計**

	令和9年度目標値(推計)		
	事業系ごみ	可燃性破碎残さ	家庭系直接搬入ごみ
海老名市	5,145t	1,189t	3t
座間市	3,000t	722t	1t
綾瀬市	2,562t	623t	30t
合計	10,707t	2,534t	34t
総計	13,275t		
家庭系可燃ごみ量(三市合計)			51,041t
人口(三市合計)			354,312人
一人一日あたり家庭系可燃ごみ量			394g/人日

**表 7 一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量の目標値**

	令和9年度
海老名市	340g/人日
座間市	360g/人日
綾瀬市	357g/人日

一人一日あたりの家庭系可燃ごみ =

家庭系可燃ごみ ÷ 人口(各年 10 月 1 日) ÷ 365 日又は 366 日

(5) リサイクル率

令和 3 (2021) 年度における三市のリサイクル率は約 29% から約 35% と、国の再生利用率の目標値である約 27% については達成しており、県の目標値である約 31% については海老名市、座間市において達成しています。

本計画では資源化量の増加及びごみの総排出量削減に向けた施策を推進することにより、引き続き前計画で定めた目標値 40% を目指すこととします。

**表 8 リサイクル率の目標値**

	令和9年度
海老名市	約40%
座間市	
綾瀬市	

$$\text{リサイクル率} = \frac{(\text{資源物収集量} + \text{集団資源回収量} + \text{中間処理施設での資源化量(焼却灰の資源化量含む)})}{\text{総排出量(家庭系ごみ + 事業系ごみ)}}$$

リサイクル率をさらに向上させ、目標を達成させるための施策としては、現在課題となっている分別の徹底及びごみの排出抑制等につながる情報提供、啓発などの施策を更に推進していくとともに、プラスチック使用製品廃棄物の資源化対策、各市の実情に応じた効果的な処理ルートの研究等を行っていく必要があります。

#### (6) 数値目標まとめ

本計画における目標値をまとめると、表9に示すとおりです。

表9 目標値一覧

	海老名市	座間市	綾瀬市	三市
1.一人一日あたりの家庭系ごみ量				
令和9年度目標値	570 g/人日	595 g/人日	607 g/人日	-
2.事業系ごみ量				
令和9年度目標値	5,145 t/年	3,000 t/年	2,562 t/年	10,707 t/年
3.焼却量				
年間焼却量				
令和9年度目標値	約24,000 t/年	約21,000 t/年	約14,000 t/年	約59,000 t/年
年間焼却量削減率				
令和9年度目標値	約26 %	約37 %	約32 %	約32 %
一人一日あたりの焼却量				
令和9年度目標値	469 g/人日	438 g/人日	482 g/人日	461 g/人日
一人一日あたりの焼却量の削減率				
令和9年度目標値	約39 %	約40 %	約35 %	約38 %
4.一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量				
令和9年度目標値	340 g/人日	360 g/人日	357 g/人日	-
5.リサイクル率				
令和9年度目標値	約40 %			

上記目標値算出に用いた情報が今後の土地利用等により変動した場合、目標値と実績に乖離が生じる可能性があります。

## 4. ごみの排出抑制・減量化・資源化計画

前項で示した各目標の達成に向けて、ごみそのものをつくらない「発生抑制」や、ごみが発生した時点での「排出抑制」、また、現在、ごみとして処理・処分されているものの「再使用」、「原料としての再資源化」等を推進し、ごみの減量化をさらに進めていくことが必要です。

以下に各市及び組合が取り組む施策を示します。

### 1. ごみの排出抑制に関する施策

- ・ 市民、市民団体や教育機関等への情報提供や、環境学習の機会の提供、情報共有など、双方向でのコミュニケーションを推進するとともに、市民による「ごみの排出抑制」に関する自主的な活動を支援することにより、ごみに関する意識の向上や市民と行政との信頼関係の構築を図り、更なるごみの発生・排出抑制を促進します。

### 2. ごみ・環境情報の共有化

- ・ 市民がいつでも、ごみや環境に関する情報に触れ、必要かつ正しい情報を得ることができるよう、さまざまな広報媒体を活用し、積極的な情報提供を行います。また、ごみ処理・処分システムについての情報を公開し、市民との共有化を推進します。

### 3. ごみの発生・排出を抑制するライフスタイルの普及・啓発活動の推進等

- ・ ごみの発生・排出を抑制するライフスタイル、生活環境の更なる向上のため、市民及び事業者への啓発を推進します。また、市民、事業者及び処理業者等に対し、制度改正等に関する情報提供を行います。

### 4. ごみの発生・排出抑制(Reduce:リデュース)への支援拡充

- ・ ごみの発生・排出抑制を促進するため、市民による「ごみをつくらないライフスタイル」の定着を支援し、必要な情報をさまざまな機会において発信します。また、「生ごみ」については「資源物」と位置付け、減量化、資源化に向けた支援を行います。

### 5. ごみの適正排出・再使用(Reuse:リユース)・再資源化(Recycle:リサイクル)の推進

- ・ 三市で統一した「目指すべき分別区分」についての検討、ごみに関する調査・分析結果を活かし、市民及び事業者に対する分別指導・啓発等を行うことにより、適正なごみの排出の定着を図ります。また、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)を促進するため、これらに関する市民活動の支援や新たな法律に対応した資源化の方法を検討します。

### 6. 協働のための支援

- ・ 市民や事業者によるごみの減量化、資源化に関する取り組みを支援するとともに、行政と地域との連携、福祉、学校教育の現場等との連携を強化することにより、関係者のさまざまな取り組みが、より大きな力となるよう支援を行います。また、各市の市民、事業者、行政の三者が一体となった協働推進体制の整備、さらには三市のネットワークの構築による海老名、座間、綾瀬地域の資源循環型社会の構築に向けた支援、取り組みを推進します。

## 7. 三市と組合との連携

- ・ 三市と組合は、行政の責務としてごみ行政の各種の施策を実施するとともに、三市清掃行政連絡協議会を活用しつつ、ごみの減量化、資源化の推進に向けて、更なる連携を図ります。

また、海老名市、座間市、綾瀬市、組合に大和市を加えた5団体による相互協力体制確立のため、「大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議」を継続します。

## 5. 処理計画

ごみの適正な処理を行うための収集、中間処理、最終処分に関する計画は、以下のとおりです。

### 1. 三市の公平な役割分担

- ・ 廃棄物関連施設について三市公平な役割分担により整備を進めていきます。

### 2. 収集・運搬計画

- ・ 各市が行う収集・運搬体制について、効率性の向上及び収集による環境への負荷の低減を図ります。また、福祉行政等との連携による収集サービスなど、社会情勢に即した施策の検討・対応を行います。
- ・ 事業系ごみ処理料金については、「廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うべきである」との「排出者責任」の考えに則り、処理料金については必要に応じて見直しを行うとともに、これまで実施してきた家庭系ごみ有料化に関する検討についても継続します。
- ・ 各市の事業系ごみについては、現在許可を受けている収集運搬業者において十分に収集運搬ができる体制が確保されていることから、原則として、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わないものとします。

### 3. 中間処理計画

- ・ 本組合の焼却施設と粗大ごみ処理施設は令和元(2019)年度に更新しました。今後は中間処理体制を適正に維持し、安心・安全な処理を継続させます。

### 4. 最終処分計画

- ・ 現在行っている焼却灰の資源化を継続します。  
また、埋立が終了した最終処分場の周辺環境への影響について対策の必要性を検討するとともに、最終処分場跡地の有効な利用に向けての調査・検討を行います。



## 6. その他の廃棄物対策

本計画の施策を適正に進めるための進行管理及び大規模な災害が発生した際に十分な対応が図れるよう、以下のような検討を進めます。

### 1. 計画進行管理

- ・ 本計画の施策を将来にわたって適正に進めるための進行管理を行います。三市及び組合で設置した「三市清掃行政連絡協議会」で適宜検証を行います。

### 2. 災害廃棄物に関する施策

- ・ 近年、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。本圏域においても、災害時には、通常の収集・運搬、処理体制などが十分に機能しないことが予測されます。このような災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時的に多量に発生し、人の健康又は生活環境に重大な被害が及ぶおそれがあります。また、仮置場における火災発生のおそれや、感染症発生等の二次被害を防止する観点からも適正かつ円滑・迅速に処理しなければなりません。

# 第4章 生活排水処理基本計画

## 1. 基本方針



### 基本方針

- ・市街地における生活排水の処理については、公共下水道によりその処理を行うものとし、処理区域の拡張を行っていきます。

### 基本方針

- ・下水道処理区域外では、浄化槽法、建築基準法等に基づき合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽を使用している世帯については、合併処理浄化槽への転換を推進します。

### 基本方針

- ・浄化槽設置者は、浄化槽の処理機能を維持するために適切な維持管理を行う責務があります。また、法定点検を行う必要もあります。したがって、浄化槽の適切な維持管理をさらに向上させるために、設置者に対して助言・指導を行っていきます。

## 2. 各種計画

### 1. 発生・排出管理計画

- ・処理対象量に関する情報管理の徹底
- ・合併処理浄化槽の設置促進
- ・浄化槽の適正な維持管理

### 2. 収集・運搬計画

- ・安定的かつ効率的な収集・運搬体制の維持

### 3. 中間処理計画

- ・適正なし尿・浄化槽汚泥処理の推進
- ・処理施設の環境保全対策

### 4. 最終処分計画

- ・残さの焼却施設処理

### 5. 事業運営計画

- ・適正な処理体制の確保

海老名市・座間市・綾瀬市・高座清掃施設組合  
一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

お問合せ先

海老名市経済環境部環境政策課	電話	046 - 235 - 4923
座間市環境経済部資源対策課	電話	046 - 252 - 7985
綾瀬市市民環境部リサイクルプラザ	電話	0467 - 70 - 5667
高座清掃施設組合	電話	046 - 238 - 2094



本冊子は、古紙パルプ配合率 70%、白色度 70%程度の再生紙を使用しています。  
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「A ランク」のみを用いて作製しています。

**リサイクル適性 (A)**  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。